

# 令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

松本市

## 申告書の提出期限 令和8年2月2日(月)

(提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月16日(金)頃までにご提出くださいよう、ご協力をお願いいたします。)



### 申告書の様式が変わりました!!

- ・ 償却資産申告書及び種類別明細書は、従来の「提出用」と「控用」の複写式(2枚のもの)から、「提出用」のみの単票(1枚のもの)に変わりました。
- ・ お手元に受領印を押印した控が必要な場合は、あらかじめ「提出用」をコピーするなどして「控用」を作成いただき、申告の際に「提出用」と併せてご提出ください。控用には申告書欄外右上に「控」と記載していただくようお願いします。
- ・ 郵送でのご申告で控が必要な場合は、必要な料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、「提出用」とあわせて「控用」をご提出ください。後日「控用」を返送いたします。

### 【もくじ】

I	償却資産の申告について	2~3
II	申告書の記入例	4~9
III	償却資産のあらまし	10~12
IV	国税と地方税(固定資産税)の比較	12
V	調査等について	13
VI	税額等の算出方法について	13~14
VII	非課税・課税標準の特例・補助金の交付等	15
VIII	よくある質問	16

### 【申告書の提出・お問合せ先はこちらへ】

松本市役所 資産税課 庶務担当(本庁舎2階)  
〒390-8620  
長野県松本市丸の内3番7号  
電話: 0263-33-4398 (直通)  
FAX: 0263-39-0725  
mail: sisanzei@city.matsumoto.lg.jp  
償却資産の申告書は市ホームページよりダウンロード  
できます。(PDF)

松本市 儻却資産

検索

切り取り線×

〒390-8620  
長野県松本市丸の内3番7号  
松本市役所 財政部  
資産税課 庶務担当 行

# I 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、松本市内に事業用の償却資産を所有されている方です。なお、①～④に当てはまる方も申告が必要です。

- ①償却資産を他に賃貸している方
- ②所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買い主の方
- ④償却資産を共有されている方（※持ち分ごとの個々の申告ではなく、共有者全員の連名にて申告）

## 2 申告区分

申告区分には、一般方式（資産増減申告）と電算処理方式（全資産申告）があります。

どちらの場合でも、eLTAX（電子申告、ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>）または紙媒体の申告書で申告できます。

### ○一般方式（資産増減申告）

前年中に増加または減少した資産のみを申告する方式のことです。全資産を申告する必要はありません。

また、各資産の評価額の算出も不要です。

手引き4～9ページの記入例をよくお読みいただき、申告書に前年中の増加分または減少分の資産の明細（種類別明細書）を添付して提出してください。前年中の資産の増減がない場合は、増加及び減少の明細の添付は不要です。

### ○電算処理方式（全資産申告）

eLTAX（電子申告）または申告書作成ソフト等を利用した全資産を申告する方式のことです。

資産内容が前年度と変更がない（増加・減少資産がない）場合でも、必ず毎年度全資産の種類別明細書の添付が必要です。

- ①令和8年1月1日現在に松本市内に所有する全ての資産について評価額を算出したうえで、種類別明細書の提出をお願いします。
- ②用紙は法定の第26号様式を使用してください。他の用紙を使用する際は、松本市から送付された用紙に記載された数値によって申告をしてください。
- ③松本市から送付された申告書にある「所有者コード」を記載し、提出してください。
- ④課税標準の特例の適用がある場合は、その特例の率及び課税標準額を記載してください。
- ⑤評価額の最低限度額は、取得価格の5%（100分の5）に相当する額です。

## 3 電子申告（eLTAX）で申告される方へ

電子申告は【eLTAX（エルタックス）】（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から電子申告していただく方法で、一般方式と電算処理方式の2種類の申告方法があります。具体的な操作方法については、下記の問い合わせ先までお尋ねください。

\*電子申告を行う場合は、電子証明等を取得された上でeLTAX（エルタックス）のホームページから利用の届け出を行う必要があります。

《地方税共同機構》

【eLTAX（エルタックス）ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp>

【電話番号】 0570-081459（つながらない場合は、03-6745-0720）

※受付時間 9:00～17:00（土日祝と年末年始を除く）

## 4 申告期限 令和8年2月2日（月）

**!申告書作成の際には、以下の事項にご留意ください。入力漏れや誤りがあると、申告情報が課税処理システムに正しく取り込みができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。**

- 1 必ず「所有者コード」を所定の欄に入力してください。  
(松本市から送付された償却資産申告書(償却資産課税台帳)の右上に記載された番号です)
- 2 一般方式で申告をする場合、種類別明細書(増加資産・全資産用と減少資産用)に入力する資産コードは、必ず松本市で付設したコードを使用してください。  
(松本市から送付された種類別明細書をご確認いただけます。)
- 3 増加資産がある場合、独自で資産コードを入力する必要はありません。資産コードは松本市の整理用ですので、入力しないでください。  
ただし電算処理方式で申告される方は独自で設定した資産コードを記入してください(数字のみ8桁まで可)。
- 4 所有者情報に変更があった場合(住所変更や、資産継承による所有者変更、廃業等)、「18. 備考(添付書類等)」欄の該当箇所に○をして、詳細を明記してください。
- 5 資産の増減がない方は「18. 備考(添付書類等)」の「2. 昨年の申告資産に増減なし」に○をして提出してください。

## 5 提出するもの

申告区分		提出物	備考
一般方式 (増減資産 申告)	前年中に資産の増減がない場合	①償却資産申告書 ②申告書のコピーと切手を貼付した返信用封筒(※)	控えが必要な場合、申告書欄外右上に「控」と記載した申告書のコピーを提出
	前年中に資産の増減がある場合 (廃業・合併等を含む)	①償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用と減少資産用) ③申告書のコピーと切手を貼付した返信用封筒(※)	
電算処理方式(全資産申告)		①償却資産申告書 ②種類別明細書 ③申告書のコピーと切手を貼付した返信用封筒(※)	令和8年1月1日現在で所有している全資産について、評価額まで記載する

※申告書控えをご希望の場合は必ず作成済の申告書のコピーをお持ちください。

受付印を押印し控えとさせていただきます。郵送にて申告書を提出される方は切手を貼付した返信用封筒も同封してください。同封されていない場合は控えは返送いたしません。

提出先の窓口でコピー等のサービスは行っておりませんので、必ずご自身でご用意ください。

## 6 提出先

松本市役所 財政部資産税課 庶務担当(本庁舎2階)

松本市内の各支所・出張所(令和8年2月2日まで)(※)

※申告期限(令和8年2月2日)を過ぎて提出する場合は市役所資産税課の窓口にてご提出ください。

各支所・出張所では申告書の受付のみとなりますので、説明が必要な方は資産税課庶務担当

(電話:0263-33-4398 受付時間 平日8:30~17:00)へお問い合わせください。

## 7 個人番号について

- ・個人番号を記載してご提出いただく際は、番号法に定める本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので以下の確認資料をご用意ください。
- ・郵送で提出される場合またはご本人以外の方が提出される場合は、確認資料の写しを添付してください。  
個人番号通知書は確認書類として利用できません。
- ・個人番号が記載されていなくても、申告書は有効なものとして受理します。
- ・個人番号が記載された申告書であっても、本人確認ができない場合は個人番号が記載されていないものとして受理します。

	番号確認資料	身元確認資料
	マイナンバーカード(個人番号カード)	
窓口・郵送	個人番号記載の住民票の写し等、通知カード(※)	運転免許証、パスポート、健康保険証等
eLTAX(電子申告)	確認資料の添付不要(電子証明等により確認を実施するため)	

※通知カードは、交付日以降記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限られます。

## II 申告書の記入例

### ①償却資産申告書の記入例

提出日及び各項目の内容を記入してください。

<p>申告書や納税通知書の送付先を記入してください。 印字されている送付先から変更する場合は、二重線を引いて、正しい住所を記入してください。</p>	受付印 <b>令和8年1月9日</b> <b>松本市長殿</b>	<b>令和8年度</b> <b>償却資産</b>																																									
<p>前前に取得したもの(イ)：申告済み資産がある場合は印字されています。この資産について取得価額を修正した場合は、二重線で消し、余白に増加または減少額を含めた正しい金額を記入してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所 有 者</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">●1 住 所 (ふりがな) (又は納税通知書) (送付先)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">390-8620 長野県松本市 丸ノ内3番7号 税務商店支店ビル1階 城下町5番6号 償却ビル2階 (電話 0263-33-4000 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 氏 名 (ふりがな) (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)</td> <td style="text-align: center;">かぶしきがいしゃ ぜい むしょうてん <b>株式会社 税務商店</b> (屋号 税務商店)</td> </tr> </table>	所 有 者	●1 住 所 (ふりがな) (又は納税通知書) (送付先)	390-8620 長野県松本市 丸ノ内3番7号 税務商店支店ビル1階 城下町5番6号 償却ビル2階 (電話 0263-33-4000 )		2 氏 名 (ふりがな) (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	かぶしきがいしゃ ぜい むしょうてん <b>株式会社 税務商店</b> (屋号 税務商店)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">資産の種類</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">取 得 価 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">前前に取得したもの(イ)</th> <th style="text-align: center;">前年中に減少したもの(ロ)</th> <th style="text-align: center;">前年に取得したもの(ハ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 構築物</td> <td style="text-align: center;"><b>19,690,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>800,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>3,500,000</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 機械及び装置</td> <td style="text-align: center;"><b>12,000,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>400,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>7,943,000</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 船 舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;"><b>5,780,000</b> <del>5,785,000</del></td> <td style="text-align: center;"><b>1,200,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>400,000</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 合 計</td> <td style="text-align: center;"><b>37,470,000</b> <del>37,475,000</del></td> <td style="text-align: center;"><b>2,400,000</b></td> <td style="text-align: center;"><b>11,843,000</b></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	取 得 価 額			前前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)	1 構築物	<b>19,690,000</b>	<b>800,000</b>	<b>3,500,000</b>	2 機械及び装置	<b>12,000,000</b>	<b>400,000</b>	<b>7,943,000</b>	3 船 舶				4 航空機				5 車両及び運搬具				6 工具、器具及び備品	<b>5,780,000</b> <del>5,785,000</del>	<b>1,200,000</b>	<b>400,000</b>	7 合 計	<b>37,470,000</b> <del>37,475,000</del>	<b>2,400,000</b>	<b>11,843,000</b>
所 有 者	●1 住 所 (ふりがな) (又は納税通知書) (送付先)	390-8620 長野県松本市 丸ノ内3番7号 税務商店支店ビル1階 城下町5番6号 償却ビル2階 (電話 0263-33-4000 )																																									
	2 氏 名 (ふりがな) (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	かぶしきがいしゃ ぜい むしょうてん <b>株式会社 税務商店</b> (屋号 税務商店)																																									
資産の種類	取 得 価 額																																										
	前前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)																																								
1 構築物	<b>19,690,000</b>	<b>800,000</b>	<b>3,500,000</b>																																								
2 機械及び装置	<b>12,000,000</b>	<b>400,000</b>	<b>7,943,000</b>																																								
3 船 舶																																											
4 航空機																																											
5 車両及び運搬具																																											
6 工具、器具及び備品	<b>5,780,000</b> <del>5,785,000</del>	<b>1,200,000</b>	<b>400,000</b>																																								
7 合 計	<b>37,470,000</b> <del>37,475,000</del>	<b>2,400,000</b>	<b>11,843,000</b>																																								
<p>前年中に減少したもの(ロ)：種類別明細書(赤色)の減少分の取得価額を種類別に合計し記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">資産の種類</th> <th style="width: 35%;">評 価 額(ホ)</th> <th style="width: 50%;">※決定価格(ヘ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 構築物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 機械及び装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 船 舶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 航空機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 工具、器具及び備品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	評 価 額(ホ)	※決定価格(ヘ)	1 構築物			2 機械及び装置			3 船 舶			4 航空機			5 車両及び運搬具			6 工具、器具及び備品			7 合 計																			
資産の種類	評 価 額(ホ)	※決定価格(ヘ)																																									
1 構築物																																											
2 機械及び装置																																											
3 船 舶																																											
4 航空機																																											
5 車両及び運搬具																																											
6 工具、器具及び備品																																											
7 合 計																																											
<p>前年に取得したもの(ハ)：種類別明細書(緑色)の取得価額を種類別に合計し、記入してください。 申告漏れなどで、令和8年1月1日以前に取得した資産で本年度に初めて申告する資産がある場合についても(ハ)欄に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">資産の種類</th> <th style="width: 35%;">評 価 額(ホ)</th> <th style="width: 50%;">※決定価格(ヘ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 構築物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 機械及び装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 船 舶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 航空機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 工具、器具及び備品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	評 価 額(ホ)	※決定価格(ヘ)	1 構築物			2 機械及び装置			3 船 舶			4 航空機			5 車両及び運搬具			6 工具、器具及び備品			7 合 計																			
資産の種類	評 価 額(ホ)	※決定価格(ヘ)																																									
1 構築物																																											
2 機械及び装置																																											
3 船 舶																																											
4 航空機																																											
5 車両及び運搬具																																											
6 工具、器具及び備品																																											
7 合 計																																											
<p>資産の一部が減少した場合、当該資産の取得価額を全て減少させた後、改めて残存する部分に対応する資産を増加資産として記入してください。 (例) 3台で1,200,000円のエアコンのうち、2台(800,000円分)を除却した場合、(ロ)欄に1,200,000円を記入し、残った1台分の金額400,000円を(ハ)欄に記入してください。</p>		<p style="text-align: center;"><b>[評価額、決定価格、課税標準額]</b></p> <p>一般方式の場合は記入不要です。 ただし電算処理方式の場合は、必ず記入してください。</p>																																									

個人：個人番号(マイナンバー)

法人：法人番号

を左詰めで記入してください。記入がない場合でも、有効なものとして受理します。

所有者コード：初めて申告される方以外は必ず記入してください。eLTAX で申告される方も忘れずに入力してください(16 ページ参照)。

## 申告書（償却資産課税台帳）

個人番号又は  
法人番号 **123XXXXXX**

事業種目 **飲食店営業**  
(**30** 百万円)

事業開始年月 **平成25 年 4 月**

この申告に  
応答する者の  
係及び氏名 **経理係松本太郎**  
(電話 **0210-63-XXXX**)

税理士等の  
氏名 **信州 花子**  
(電話 **03-1234-XXXX**)

○(ハ) 計((イ) - (ロ) + (ハ)) (二)

**00 22,390,000**

**00 19,543,000**

**00 4,980,000**

**00 46,913,000**

※課税標準額(ト)

※所有者コード	区分	整理番号
<b>23456789</b>		

第二十六号様式(提出用)

区分と整理番号は記入不要です。

該当するものを○で囲んでください。

住所と資産所在地が異なる場合や、2カ所以上所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入してください。

借用資産(リース・レンタル)の有無について、○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。

該当するものに○をつけてください。

15 松本市内に おける事業所等 資産の所在地	① <b>丸の内3-7</b>
	② _____
	③ _____
16 借用資産 ( <b>有</b> · 無)	貸主の名称等 <b>松本リース(株)</b>
	17 事業所用家屋の所有区分 <b>自己所有</b> · 借家
18 備考(添付書類等) 資産の増減等(該当する番号に○印をつけてください)	
① 増加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください) ●	
2 昨年の申告資産に増減なし	
3 該当資産なし	
4 休業・廃業・合併・法人成り等( 年 月 日) 売却先等( )	
5 その他 · 店舗移転に伴い送付先変更。 ・法附則15条43項(先端設備等導入計画)新規取得資産あり (自動溶接機) ・令和6年12月取得分の修正あり 資産コード603 名称POSレジ 修正内容: 取得価額(誤)360,000 円→(正)355,000 円 ・令和7年6月(有)償却販売を吸収合併(適格合併)し、全資産を継承。	
確認担当 <input type="checkbox"/> 入力担当 <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/>	

以下の事項に当てはまる場合は記入してください。

○住所、氏名等に異動があった場合、その事由

○資産を共有している場合、共有者全員の住所、氏名、持分割合

○修正申告の場合、修正箇所について(該当資産等)

○相続があった場合、相続日、相続人または被相続人の氏名、住所及び所有者コード

○合併、分割等があった場合、合併日、合併法人名、被合併法人名、適格合併適用の有無等

○課税標準の特例、非課税、減免に該当する資産がある場合、適用事項とその概要

## ②種類別明細書（増加資産）の記入例

申告年度を記入してください。									
令和 8 年度									
種類別明細書									
<b>【所有者コード】</b> 申告書右上の所有者コードを必ず記入してください。(16ページ参照)			所有者コード <b>23456789</b>						
<b>【区分】</b> 記入不要です。									
<b>【資産の種類】</b> 1=構築物 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品 として数字を記入してください。			資産の名称等			数 量	取得年月		
区分 分	資産の種類	資産コード (資産番号)							
			年号	年	月				
1	1	店舗改装工事一式	1	5	7	6			
2	2	自動溶接機 NRB-291	1	5	7	4			
2	太陽光発電設備		1	5	6	1			
2	コンベア		1	5	3	8			
2	草刈り機		1	4	30	10			
6	602	ルームエアコン	1	4	30	6			
1	501	駐車場舗装工事一式	1	4	27	11			
6	603	POSレジ	1	5	6	12			
<b>【資産コード】</b> 一部減少した資産、申告誤りによって修正が必要な資産に限り、種類別明細書（資産の一覧が記載されたもの）をご参照の上、本市が定めた資産コードを記入してください。 <u>増加資産</u> には記入しないでください。			<b>訂正の記入例</b>						
<b>【資産の名称等】</b> 資産の名称を分かりやすく記入してください。 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用できます。			<b>小計</b> <b>6</b>						
<b>【取得年月】</b> 昭和=3 平成=4 令和=5 として取得年月を記入してください。 (記入例は令和7年4月取得) 移動による受け入れの場合、当初の取得年月を記入してください。			注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、						
<b>【小計】</b> 修正に係る資産の数量及び取得価額は含めないでください。									

【取得価額】

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費用を含む)を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。

- ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
  - イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください。(事業専用割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上認められていません)
  - ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。
  - エ 取得価額の算定に当たり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

3移動による受け入れ、4その他のいざれかに○印を付けてください。

【摘要】

次のような事項を記入してください。

- ア 課税標準の特例、非課税、减免、増加償却に該当する資産の場合、適用条項とその概要
  - イ 申告漏れがあった場合、その旨の表示
  - ウ 資産継承の場合、継承元の名称と受け入れの年月
  - エ 他市区町村からの移動により受け入れた場合、移動元の市町村名と受け入れの年月
  - オ 耐用年数の短縮を適用している場合はその旨の表示
  - カ 申告誤りによる修正がある場合、修正前の該当情報とその概要
  - キ 資産の一部減少の場合、「取得価額」欄に減少後の「取得価額」を記入し、「摘要」欄にその旨の表示
  - ク その他、該当資産の価額の決定にあたって必要な事項

### ③種類別明細書（減少資産）の記入例（前年度までに申告されていた方のみ）

- ※一般方式(資産増減申告)は、所有するすべての資産を記載するのではなく、  
てのみを申告することです。 **全資産を申告する必要はありません。**
- ※各資産の評価額の算出は不要です。
- ※前年中に資産の増減がない方は、種類別明細書の添付は不要です。

前年中に増加または減少した資産、申告漏れの資産や修正の必要な資産について

### III 償却資産のあらまし

#### 1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		資産の具体例
1	構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装路面(駐車場舗装等)、門、塀、フェンス、緑化施設・庭園等の外構工事、看板(広告塔等)</li> <li>・固定資産税上、家屋として評価されない建物(自転車置場、カーポート、テント倉庫、簡易プレハブ建物、畜舎、鶏舎、ビニールハウスなど)</li> </ul>
	構築物 (建物附属設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備、予備電源設備、その他の建築設備、貯水槽、井戸、屋外浄化槽、地下油タンク、ガスタンク・石油タンク、給水タンク、その他土地に定着する土木設備等で家屋と区分されるもの、テナントが取り付けた内装・内部作成、建築設備など</li> </ul> <p>※詳細は、12ページ「5 建物附属設備における家屋との区分」をご覧ください</p>
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー、パワーショベル、バックホー等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「0、00～09 及び 000～099」のもの)、機械式駐車設備、洗車業用設備、クレーン、コンベア、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)、農業用の各種機械など
3	船舶	ボート、釣り船、漁船、遊覧船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車輛及び運搬具	建設機械以外の大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「9、90～99 及び 900～999」のもの)、構内運搬車、貨車、客車等 <b>ただし、自動車税又は軽自動車税の課税対象であるものは除きます。</b>
6	工具・器具 及び備品	ルームエアコン、パソコン、プリンター、コピー機、LAN 設備、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机、椅子、ロッカー、応接セット、衝立、陳列ケース、レジスター、テレビ等の映像音響機器、放送機器、室内装飾品、自動販売機、金型、その他業務用の備品など

#### 2 業種別の主な償却資産の具体例

業種名	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、基礎のない物置、簡易間仕切、事務所・店舗等の内装(借家の場合)、応接セット、従業員の利用する福利厚生施設、ロッカー、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)など
一般事業(事務所)	パソコン、応接セット、キャビネット、コピー機、LAN 設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店業	接客用家具及び備品、厨房設備、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など
理容・美容系	サインポール、理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、テレビ、消毒殺菌機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備、看板など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、CT スキャン、歯科診療用ユニットなど)、各種事務機器、薬品戸棚など
製造業	構内舗装、受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど)、ポータブル発電機など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機など
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサーなど
ガソリンスタンド	構内舗装、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、オートリフト、テスター、オイルエンジニア、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキなど
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具など
不動産賃貸業	駐車場舗装、門扉、塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、共同住宅の外構(駐車場、門、フェンス、植栽、自転車置場、消火器、集合郵便受け)など(11ページ【参考】賃貸住宅の主な償却資産 参照)
駐車場業	舗装路面、屋外照明設備、門、塀、駐車場用機械設備、料金精算装置など
印刷業	各種製版機及び印刷機、活字铸造機、裁断機など
農業	耕耘機、田植機、稻刈機、噴霧器、脱穀機、播種機、ビニールハウス(簡易なもの)、サイロ、堆肥舎、乾燥機、果物棚、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車など
旅館・ホテル	客室設備(ベッド、家具 テレビ等)、厨房設備、ボイラー、洗濯設備、自動食器洗浄機、製氷機 家具調度品、放送設備など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ盤、研磨盤など
壳電事業	再生可能エネルギーによる発電設備(太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス)

### 3 申告の対象となる資産

令和 8 年 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる次のような資産が申告対象となります。

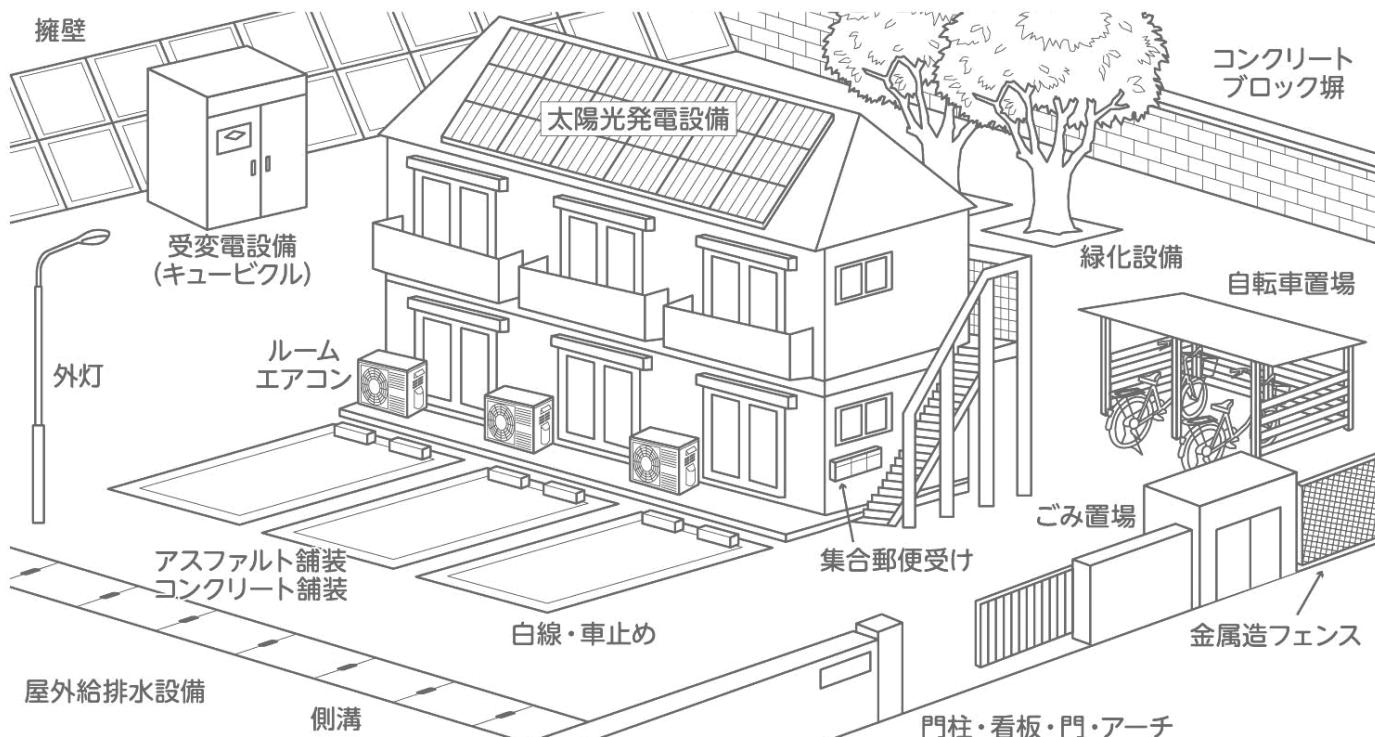
- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) **償却済みの資産**（耐用年数を経過した資産でも、引き続き事業用に使用している資産）
- (3) 遊休資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- (4) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (5) 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産
- (7) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体部と分離して申告が必要です）
- (8) 租税特別措置法による即時償却等の適用資産

### 4 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車及び乗用の農耕作業用自動車など
- (2) 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・営業権・ソフトウエア等）
- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (5) 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので、装飾的目的にのみ使用しているもの、平成 28 年度申告から一品 100 万円未満の資産については申告対象です）
- (6) 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）
- (7) 取得価額が 10 万円未満または耐用年数が 1 年未満のもので、取得経費全額が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上一時損金または必要経費に算入されるもの
- (8) 取得価額が 20 万円未満で、事業年度ごとに一括して 3 年間で減価償却を行うことを選択したもの
- (9) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、取得価額が 20 万円未満のもの（H20.4.1 以降契約締結分）

### 【参考】賃貸住宅の主な償却資産



## 5 建物附属設備における家屋との区分

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

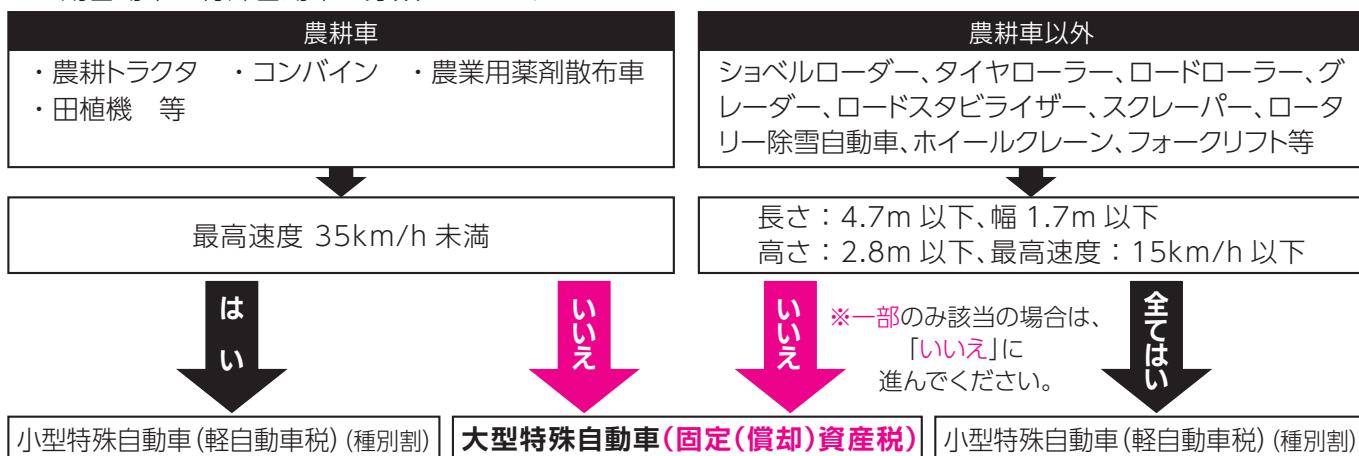
## 6 テナント事業者が取り付けた内装、造作、建築設備等の取扱い

賃貸ビルなどを借り受けているテナント事業者（貸借人）が、自ら事業を営むために取り付けた内装、外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等のことを「特定附帯設備」といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び松本市市税条例第51条第7項の規定により、テナント事業者が償却資産として申告することになります。

## 7 特殊自動車について

特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類されます。



上の図を確認し、お持ちの資産が**大型特殊自動車**に該当する場合、**固定(償却)資産税の対象**となりますので、申告をお願いします。

## IV 国税と地方税(固定資産税)の比較

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告いただく「償却資産(固定資産税)」では、次のとおり取扱いが異なっています。

項目	固定資産税(償却資産)	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年【賦課期日(1月1日)制度】	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法のみ (13 ページの減価率及び減価残存率表参照) ※減価率は法人税法等の「旧定率法」と同じ	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産：「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用
前年中の新規取得期間	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却	×	○
増加償却	○	○
評価額の最低限度	取得価格の5%(100分の5)	備忘価格(1円)
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	×	○
改良費	区分評価	原則区分評価
共有資産	持分を合算して、共有者名義で申告	持分それぞれを減価償却
耐用年数省令改正による耐用年数変更	改正後の年度から一律適用	事業年度(決算期)により適用時期が異なる

○…認められるもの、×…認められないもの

## V 調査等について

### 1 実地調査(所得税または法人税に関する書類【確定申告書類】の閲覧)

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行う場合があります。これは資産状況を実際に確認し、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するためのものです。また、松本市では地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧を行っています。閲覧の結果、修正申告書の提出や申告内容について参考資料の提出が必要となる場合があります。

### 2 申告されなかった場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び松本市市税条例第69条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条及び同条例第66条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金を科されることがありますのでご注意ください。

### 3 過年度に遡及しての課税

申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分、同法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及して課税することになります。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。あらかじめご承知おきください。

## VI 税額等の算出方法について

### 1 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r/2) = 取得価額 × A	前年度評価額 × (1 - r) = 前年度評価額 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率  
1-r : 減価残存率  
A : 半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。  
B : 1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月として申告してください。

※初年度の評価額は、取得年月にかかわらず、半年分の減価があつたものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

これ以上は下がりません。

### 【参考】減価率及び減価残存率表

「固定資産評価基準」※別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 [r]	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2 [A]	前年前取得 1-r [B]
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 [r]	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2 [A]	前年前取得 1-r [B]
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955
55	0.042	0.979	0.959
60	0.038	0.981	0.962

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

## 2 課税標準額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告された資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の「評価額」を算出します。

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切捨て)となります。

なお、地方税法による課税標準の特例(15ページ参照)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

## 3 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\begin{array}{c} \text{合計課税標準額} \\ (1,000 \text{円未満切捨て}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ (1.4\%) \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{円未満切捨て}) \end{array}$$

## 4 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

※ただし、**免税点未満になると判断される場合にも申告は必要です。**

## 5 計算例(概算)

計算例は以下のとおりです。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和8年度評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和7年5月	3,000,000円	15年	0.142	$3,000,000 \text{円} \times (1-0.142 \times 1/2) = 2,787,000 \text{円}$ (取得価額) (令和8年度評価額)	
ルームエアコン	令和7年4月	500,000円	6年	0.319	$500,000 \text{円} \times (1-0.319 \times 1/2) = 420,000 \text{円}$ (取得価額) (令和8年度評価額)	
看板	令和4年2月	1,000,000円	3年	0.536	$1,000,000 \text{円} \times (1-0.536 \times 1/2) = 732,000 \text{円}$ (取得価額) (令和5年度評価額) $732,000 \text{円} \times (1-0.536) = 339,648 \text{円}$ (前年度評価額) (令和6年度評価額) $339,648 \text{円} \times (1-0.536) = 157,597 \text{円}$ (前年度評価額) (令和7年度評価額) $157,597 \text{円} \times (1-0.536) = 73,125 \text{円}$ (前年度評価額) (令和8年度評価額)	3,280,125円 (令和8年度評価額)

評価額の合計=決定価格=課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000円未満を切捨て、税率(1.4%)を掛けます。  $3,280,000 \text{円} \times 1.4\% = 45,920 \text{円}$

100円未満を切捨てます。45,920円→45,900円(税額)

## 6 納期

納付すべき税額を一括(5月)または年4回(5月・7月・12月・翌2月)に分けて納めていただきます。  
具体的な納期については、令和8年度固定資産税納税通知書にてお知らせします。

## VII 非課税・課税標準の特例・補助金の交付

### 1 課税標準の特例等が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

詳しくは松本市のホームページをご覧いただくか、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

- (例)
- ・公共の危害防止施設等(汚水・廃液処理施設、下水道除害施設など)
  - ・再生可能エネルギー発電設備(太陽光・水力など)
  - ・「先端設備導入計画」の認定を受けた新規の機械及び装置等

### 2 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。非課税の適用を受ける場合は、松本市市税条例第52条から第53条の3の規定により非課税申告書等の提出が必要です。詳しくは、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

(例)社会医療法人が実施する救急医療等確保事業に係る償却資産

### 3 減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、松本市市税条例第65条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り固定資産税の全部または一部が免除されます。

詳しくは、松本市役所資産税課庶務担当までお問い合わせください。

(例)災害により、償却資産に損害を受け、損害程度が一定以上のもの

### 4 再生可能エネルギー発電設備等への補助金交付

松本市ゼロカーボン実現条例第4条第3項の規定に基づき、一定の要件を備えた再生可能エネルギー発電設備等の償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税相当額の全部または一部が補助されます。詳しくは、松本市役所環境・地域エネルギー課(直通 0263-34-3268)までお問い合わせください。

**【制度概要】**市内に、太陽光・太陽熱・風力・水力・バイオマス・地熱及び温度差熱に係る発電事業並びに熱供給事業に係る設備を有する事業者に対し、類型に応じて固定資産税の税相当額分の全部または一部を補助する制度です。



詳細はこちらから

## VII よくある質問

**Q1**：申告は必ずしなければならないの？

**A1**：地方税法第383条により、資産を所有されている方は申告が義務付けられています。正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が課されることがあります。詳しくは13ページをご参照ください。

**Q2**：具体的にどのような資産を申告するの？

**A2**：税務会計上(法人税・所得税)において、減価償却の対象となる資産を申告していただくことになっています。詳しくは10～12ページをご参照ください。

**Q3**：耐用年数をすぎた資産は申告の対象になるの？

**A3**：耐用年数を過ぎた資産(減価償却資産)でも、事業に使用する目的で、廃棄または売却をせずに使用できる状態にある限りは、申告の対象になります。

**Q4**：税務署に確定申告を行っているが、市役所にも償却資産を申告する必要があるの？

**A4**：申告の必要があります。固定資産税(償却資産)の申告は、国税(法人税・所得税)の申告とは別のものです。

**Q5**：資産の増減や移動がなく、前年と同じ内容でも償却資産の申告は必要なの？

**A5**：申告は毎年必要です。申告書「18. 備考(添付書類等)」欄の「2 昨年の申告資産に増減なし」に○をつけて提出してください。

**Q6**：個人事業主の死亡または法人解散等により廃業した場合でも、市への償却資産の申告は必要なの？

**A6**：廃業の申告が必要です。申告書の「18. 備考(添付書類等)」欄の「4 休業・廃業・合併・法人成り等」に○をつけ、死亡または解散、廃業した旨及びその日付を記載してください。廃業に伴い、償却資産台帳に残っている資産は、全て減少申告してください。

**Q7**：赤字で利益がでていなくても、市への申告が必要なの？

**A7**：償却資産を所有していれば申告が必要です。固定資産税(償却資産)は、財産の所有に着目して課税される財産税的な性格を有しており、資産から生じる収益に着目して課税される収益税とは異なります。

**Q8**：相続による資産継承または法人の合併・分割等による新法人の資産継承の場合の申告はどのようにしたらいいの？

**A8**：新しい所有者が申告してください。申告書の「18. 備考(添付書類等)」欄に旧所有者の氏名、住所、所有者コード及び資産継承の事由を記載し、種類別明細書(増加資産・全資産用)には継承した資産を記載してください。

**Q9**：リースまたは割賦売買等による取得の場合、誰が申告すればいいの？

**A9**：所有権移転の有無により異なります。詳しくは2ページ「1. 申告していただく方」をご参照ください。

**Q10**：所有資産の耐用年数が分からぬ場合はどうしたらいいの？

**A10**：基本的には国税(所得税・法人税)の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。

**Q11**：所有者コードは必ず記載しなければならないの？

**A11**：申告いただいた内容は、所有者コードを元に課税システム内の情報と照合します。eLTAXなど、市から送付した申告書以外の様式で申告される場合も、必ず「所有者コード」を記載してください。

(今回が初めての申告の場合は空欄のまま申告してください)

### 《所有者コードの確認方法》

市から送付された申告書右上の所有者コード欄に記載された番号です。